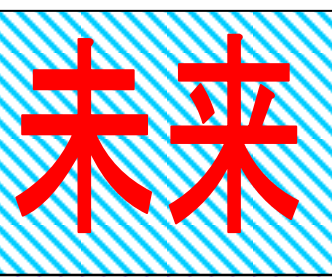


仲間に競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。 期間雇用社員と正社員を区別し、均等待遇を求めよう。ユニオンは労基法裁判に勝利したんです！

同一労働同一賃金の実現には 21春闘のたたかいが重要だ



郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4122
21年1月29日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

コロナ禍で組合運動が制限される中、春闘がスタートします。1月31日(日)に九州地方委員会、2月5日(金)に中央委員会が開催され春闘方針が決定されます。どちらも3密を回避するため、リモートを併用しての開催となりました。

今春闘は、昨年10月15日に郵政労契法20条裁判最高裁判決で勝ちとった、手当や休暇を就業規則に反映させることが要求の一つに挙げられます。裁判では住居手当、扶養手当、年末年始手当、年始の祝日給、夏期冬期休暇、有給の病気休暇が10割(正社員と同等)認められました。現在の就業規則では、アソシエイト社員に一部の休暇や手当が支給され

ているぐらいで、6項目すべて正社員と同等とはなっていない。早期に正社員と同等の就業規則に変更させる為にも、郵政ユニオンの春闘のたたかいが重要になってきます。



一方、JP労組はというと今回の最高裁判決を受けて、住居手当、扶養手当、年末年始手当に関しては就業規則変更前の判決なので今回改めて見直しを行わない。残りの夏期冬期休暇、有給の病気休暇、年始の祝日給は見直しの検討が必要との方針を本部が打ち出しているとの話があります。また、現在支給されている住居手当や扶養手当などの生活関連手当を廃止し、その財源を基本給に組み込むとの考えも示しています。

これが実際に行われれば一般職の住居手当を廃止した時と同様に「正社員の待遇を上げて同一労働同一賃金を実現」と批判される事になります。そして、正社員に関して一般職と地域基幹職2級以下を職種統合し基本給の統一の方針も打ち出しています。詳しい中身は分かりませんが、はつきりしているのは上(地域基幹職2級以下)を下(一般職)に合わせる事です。この様な本部の提案にJP労組の組合員は賛成するのでしょうか？

就業規則や給与規定は労働組合が合意しなければ改定できません。今春闘は例年以上に重要な春闘になります。職場で働く一人一人がしっかりと考え行動していきましょう。

1月22日、期間雇用社員から正社員(一般職)への登用に係る最終合格者数について組合に情報



正社員登用試験 合格発表

提供がありました。合格通知は1月26日で正社員登用は4月1日となっています。



合格者数は、日本郵政グループ各社合計で2,186人です。昨年は3,501人だったので大きく下回っています。とりわけ日本郵便に関しては郵便コースで1,000名近くの減少、窓口コースは昨年の半数以下の合格者数になっています。

日本郵便では募集に対して期間雇用社員の応募が少なく、要員不足が深刻な問題となっています。その状況下で、この合格者数は全く理解できません。これでは正社員への道を諦め退職する社員も増えるでしょう。郵政ユニオンは要員不足解消には正社員化しか道はないと考え、希望者全員の正社員化を目指し会社に登用数の拡大を要求していきます。

会社名	2020年度年正社員登用試験最終合格者							
	時給制契約社員 出願者数	一次免除者	一次合格者	月給制社員 出願者数	短時間社員 出願者数	二次受験者	最終合格者	
日本郵政(株)	17	5	2	5		12	3	
日本郵便(株)	郵便コース	9,049	3,301	2,115	55	27	5,498	1,790
	窓口コース	1,342	335	595	61		991	283
(株)ゆうちょ銀行	205	46	77	2		125	80	
(株)かんぽ生命保険	104	37	33	6		76	30	
計	10,717	3,724	2,822	129	27	6,702	2,186	

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1 集-海江田, 2 集-向井, 3 集-山田, 支部・分会の役員へ。